

立案の現場から



宇敷 崇広

法制企画調整部基本法制課(選挙・憲法等)
前第四部第二課(国土交通等)

平成27年 4月 入局/経済産業・環境等担当
平成28年 7月 労働担当
平成30年 8月 国土交通等担当
令和 3年 7月 現職

国の重要問題に対応する立法

ー過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法ー

「過疎地域」という言葉は皆さんご存知だと思います。そう、人口減少等によって活力が低下している地域のことです。全国の市町村の半数近くが過疎地域に指定されていますので、皆さんにゆかりのある地域も含まれているかもしれません。これらの過疎地域を支援するため、「過疎地域自立促進特別措置法」という法律があり、全国の半数近い市町村を支援するとても重要な法律でしたが、その効力は令和3年3月31日で失われることになっていました。そこで、「全国の過疎地域を支援する新しい過疎対策法」を立法するべく国会議員が動き出したことで、私たちの仕事も始まりました。

「新しい過疎対策法」は、苦しむ過疎地域に寄り添ったものでなければなりません。議員の先生方は、丹念に地元の状況を調べ、地域の声を聴き、法制度設計を検討します。与党内の議論から始まり、その後、与野党協議に議論の場を移し、与野党双方の議論を集約して法制度設計を固めていきます。この法制度設計構想の段階からサポートするのも私たちの重要な仕事です。私も若手職員ながら、法制上の論点を調査して報告し、議員の政策判断をサポートしました。

与野党双方の白熱した議論の末、政策が固まってきたら、次は条文化作業です。一つひとつの政策の背景には、「過疎地域を何とかしたい」という議員の「想い」があります。我々衆議院法制局はこの想いを受け止め、1条ずつ忠実に、そして正確に条文の「かたち」にしていけます。若手の私も何十条もの条文作りを担当しましたが、1条ずつ丁寧に立案しているうちに、気付けば87ページもの大法案になっていました。こうして完成した「新過疎対策法」は、国会での審議を経て成立し、令和3年4月1日からは、本法に基づいて全国各地で過疎対策の計画が策定され、施策が実施されています。

衆議院法制局の魅力の一つは、本法のように、国の重要問題に対応するため、我が国の社会全体に広く影響を及ぼすような立法に、構想段階から深く関わることができることです。加えて、若手のうちから、議員との打合せ対応から条文作りまで多くの経験を積むこともできます。衆議院法制局での経験は、きっと皆さんを大きく成長させてくれることでしょう。



石黒 未有

法制例規室
前第一部第一課(内閣等)

平成28年 4月 入局/農林水産担当
平成30年 8月 内閣等担当
令和 3年 7月 現職

議員立法でイノベーション!

ー宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律ー

「宇宙資源について所有権を認める法律を作りたい」、そんな依頼があったら……? 冗談と思う人もいるかもしれませんが、しかし、民間主導の宇宙開発が広がりを見せ、宇宙資源に関する法整備に乗り出す国も現れるなど、事業者による宇宙資源の探査・開発は現実のものとなりつつあります。「宇宙資源探査開発促進法」は、こうした状況の中、事業者が宇宙資源を採る未来に備えて議員立法で制定されました。

立案過程での一番の難題は、「国内法を根拠に、民法の無主物先占と同様の考え方で宇宙空間での所有権取得を認めることができるか」という点でした。これを正面から論ずる文献は、どれだけ調べてもほぼ皆無。そのため、類似事例である「南極の氷」や、はやぶさが採取した「イトカワの石」の取扱いについて、関係各所から情報を集めると同時に、学生時代には触れてこなかった国際私法の文献を読み漁って手がかりを探すしかありません。宇宙空間での「占有」とはどんな状態か? 所有権が侵害されたらどう救済するか? 疑問が続々と湧き上がる中で、近い将来実現し得る宇宙資源の探掘・保管・利用の態様を想定しながら、課員同士が入局年次にかかわらず率直に意見をぶつけ、知恵を出し合い、みんなで頭を抱える日々でした。

「政府は、事業者による宇宙活動の実績ができるまで立法は難しいとの姿勢だ。しかし、法律で宇宙資源の所有権取得についての予見可能性を担保しないと、多額の投資を要する宇宙資源開発に参入する事業者は現れず、イノベーションも起きない。それなら議員立法で国内法を整備するしかない!」。依頼議員からはそんな言葉もありました。イノベーションを起こすための立法は、未知の事象を対象に、限られた情報に基づいて法律を作っていく難しさがあります。ですが、「議員立法にしかできない」と言われたら、何だか燃えてきませんか?



鼎談

わいせつ教員対策法の舞台裏

—教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律—



第三部第一課

(文部科学・科学技術等)

三塚 壘

令和2年入局

瀬川 謙一

平成19年入局

吉木 彰伸

平成31年入局

瀬川 報道等でも多く取り上げられた、児童や生徒にわいせつ行為をした教員を教育現場に戻さないようにするための「わいせつ教員対策法」は、議員立法として、令和3年3月に与党ワーキングチームが発足してから3か月足らずのうちにスピード成立しました。振り返ればいくつも山場がありましたね。

吉木 最初の山場は、「過去にわいせつ行為をした者には教員免許状の授与を永久に認めない」ように法改正をしたいと議員から依頼があり、憲法の職業選択の自由との関係をどうクリアするか、ということでした。

瀬川 元はと言えば、政府が令和3年の通常国会に法案を提出するはずが、憲法問題などがあって断念したと報じられていましたよね。

吉木 わいせつ行為をして免許状が失効した教員の欠格期間を無期限に延長するとしたら、職業選択の自由の観点から問題が大きかったので、私たちは、議員の本当に達成したいことは何か、その立法目的を実現するためにどんな手段が考えられるかというところから課で議論しました。

三塚 立法目的の根幹が「わいせつ行為から児童や生徒を守ること」であるならば、それを実現するための立法手段は「欠格期間を無期限に延長する」より権利の制約が少ない案として「過去に一定類型のわいせつ行為をした者には教員免許状の再授与を認めないことができる」という案も考えられるのではないかと、ということでしたね。

吉木 そして、この案を条文化するための参考に、他の法律で職業の欠格事由の規定と解釈がどうなっているかについてひたすら調べ、整理して論点をまとめました。

瀬川 吉木さんの調査能力あつての論点ペーパーでした。

最初の山場に関しては、依頼議員の立法目的の根幹は何なのかということから考えたことで、政府提出では困難だった論点を国会議員主導で乗り越えていく過程を理論的にサポートできました。

次に、「わいせつ行為」を条文でどのように定義するかが、2番目の山でした。この法律では「児童生徒性暴力等」という定義を置いて、問

題となるわいせつ行為を類型化しています。吉木さんは大学の刑法ゼミ出身者ですが、同じく刑法ゼミ出身者で入局1年目の三塚さんにも幅広い法令を調べてもらいましたね。

三塚 刑法の「強制性交等罪」、「強制わいせつ罪」などの条文解釈や判例の知識だけではなく、児童ポルノ禁止法や児童福祉法、軽犯罪法、都道府県迷惑防止条例なども徹底的に調べました。学生時代には馴染みのなかった法令も多いですが、その調査には学生時代に培った法律学の基礎が活かせることも実感しました。

瀬川 刑法ゼミ出身の二人がいてくれたことはとても心強かったです。立案の終盤、課長は議員との打合せや政党等の会議で席にいないことが多く、吉木さんにはほとんどの会議に課長と一緒に出てもらいましたね。私と三塚さんが残って電話対応や条文の起草・確認作業に当たりました。

三塚 条文化の段階では、類似の立法例がどれくらいあるか、原案が法令のルールに則って適切な表現がされているかなどを調査しました。入局1年目の職員でも十分に貢献できる職場だと感じました。

瀬川 1年目からこれだけ活躍してくれると頼もしいね！

私はもう15年目になりますが、仕事の内容は年次を重ねるにつれて、「個々の法律の規定や判例を丁寧に調べる業務」から「依頼内容を精査して必要となる作業を整理し、チームの各メンバーに割り振る業務」にシフトするのを実感します。若手の皆さんに能力を存分に発揮してもらい、チームの力を最大限発揮させるには、補佐級職員がしっかりと作業分担やスケジュールの全体像を見通せるかが肝ですね。

もっとも、一番チームの力を実感したのは、全体がよく見通せない時に「瀬川さん、それ違うんじゃないですか」と問題提起してもらえた時でした。

吉木 年次にかかわらず対等に議論できるのがこの職場の良さ文化だと思っているので、これからも先輩だからといって遠慮することなく問題提起しますよ！



衆法ラッシュ！ —プレイバック・第204回通常国会—

20/45

この数字が何だか分かりますか？実はこれ、衆議院議員提出の議員立法(=「衆法」)に関係するもの。令和3年の第204回通常国会では、衆法が45本新規提出され、継続審査議案を含め20本が成立。その成立率は実に4割を超えました。ちなみに、内閣提出・参議院議員提出の法案を含めた成立法案の数は84本なので、その約4分の1を衆法が占めていることになります。

成立した主な衆法としては、本パンフレット掲載のもののほか、

- ①自然災害の被災者等が義援金を生活資金として使えるようにするため、自然災害義援金一般について差押えの禁止を定める「自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律」、
- ②選挙人である新型コロナウイルス感染症の患者等であって外出自粛要請等を受けて投票困難なものに郵便等投票を行うことを認める「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」、

- ③最高裁判決等において石綿被害について国の責任が認められたことを受け、特定石綿被害建設業務労働者等に対して給付金等を支給するための「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」、
- ④強制労働の廃止に関する条約を締結するため、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある国内法の罰則を整理する「強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結のための関係法律の整備に関する法律」、

などがありました。このように、自然災害対策や新型コロナ対策などタイムリーな問題に即応する立法(①・②)から、報道等で盛んに取り上げられた国賠訴訟に係る立法(③)、条約締結のための環境整備という国際問題に関わる立法(④)といった社会的影響力の大きなものまで、多種多様な立法に関与できることも、衆議院法制局の魅力の一つです。